

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	1 地域計画推進事業	1 農地の守り手育成支援事業 地域計画の実践に取り組む市町村における、話し合い活動継続のモデル地区設置に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内 (上限125万円/1市町村)	1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	1 地域計画推進事業	2 機構集積協力金交付事業 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して行う交付金を交付するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業 ((1)(2)の事業を推進するための経費)	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】市町村 【事業主体】農業者が複数戸で組織する団体等	定額	1 事業費又は補助金の30%を超える増減 2 (1)から(4)の事業の中止又は新規の実施	無	要	〔中間報告〕 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10月5日 1月5日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3 所有者不明農地対策事業 農業会議が実施する所有者不明農地対策(所有者不明農地対策企画員の設置等)に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	定額	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9月30日 12月31日 (ただし、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱の第14に定める様式を準用する) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10月5日 1月5日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	2 農地売買等支援事業	・熊本県農業公社が、農地（開発して農地とすることが適正な土地を含む）、採草放牧地及び農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の売買等を実施するために必要な経費 ・熊本県農業公社が、買入れた農用地等の対価の支払い、又は借入れた農用地等の小作料の前払いに要する資金、その他事業に要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 （1）業務費 （2）事業費（利子助成） （3）公社組織特別整備費	4月1日から 3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	(1)、(2)、 (3) 10分の10以内	1 経費の30%を超える増減 2 農用地等の買入れ、借入れ、売渡し及び貸付けの合計件数又は面積の30%を超える増減 3 借入金の年間平均借入残高額の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 1のみ 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 1のみ 7月15日 10月15日 1月15日
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	3 農地中間管理機構事業	1 借受農地管理等事業 農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	定額	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月15日 10月15日 1月15日
		2 農地中間管理機構運営事業 農地中間管理機構の運営及び業務委託等に必要な経費 (1) 体制整備費(人件費) ① 機構本部職員の人件費 ② 機構現場職員の人件費 (2) 業務推進費(事務経費) ① 機構本部の事務経費 ② 機構現場の事務経費 (3) 関係機関への推進委託費等 農地中間管理事業業務委託			定額		有 (第9条第2項第3号該当)	要	(ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

[illegible]

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	5 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	1 農業次世代人材投資事業 農業人材力強化総合支援事業に基づき実施する農業次世代人材投資事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 (2) 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで（又は国の要綱で定められた期間）	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業者	10分の10以内	(1) 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減 (2) 事業費の30%以上の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 就農準備資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する就農準備資金の交付に必要な経費		研修を受ける者		補助金額の増減		否		
		3 経営開始資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する経営開始資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 経営開始資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 (2) 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		(1) 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減 (2) 事業費の30%以上の増減		要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	5 農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)	4 就農準備支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する就農準備支援資金の交付に必要な経費	4月1日から 事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5 経営開始支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する経営開始支援資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 経営開始支援資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 (2) 推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		(1) 当該年度の交付対象者数の30%以上の増減 (2) 事業費の30%以上の増減		要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	6 新規就農者育成 総合対策事業	1 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (1) 新規就農者の誘致体制の整備 ①複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施に必要な経緯費 (2) 研修農場の整備 研修に必要な農業用施設や農業用機械・設備の導入に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	(1) 定額(上限2,000千円) ただし、(2)の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業を行う場合は、上限3,000千円 (2) 2分の1以内	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日
		2 経営発展支援事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 (1) 750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) (2) 夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額	1 新規就農者数に関する目標 2 候補者リストへの候補者の追加 3 事業費の30%を超える増減 4 その他知事が必要と認める要件				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	6 新規就農者育成 総合対策事業	3 初期投資促進事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 初期投資促進事業 (2) 推進事業費 市町村が当該補助事業を実施するために要する経費（推進事業費）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 (2) 市町村	(1) 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内を限度とし、次により算定した額を事業主体への補助金額の上限とする。 ①750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) ②夫婦型の交付対象者は(1)に1.5を乗じて得た額 (2) 定額	1 新規就農者数に関する目標 2 候補者リストへの候補者の追加 3 事業費の30%を超える増減 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	7 担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 担い手確保・経営強化支援対策 (2) 地域構造転換支援対策 (3) 追加的信用供与補助事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1) 及び (2) 農業者等 (3) 農業信用基金協会	10 分の 10 以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする (1) 担い手確保・経営強化支援対策については、2 分の 1 以内（上限 1,500 万円/個人、3,000 万円/法人。市町村が認める者の上限は 100 万円） (2) 地域構造転換支援対策については、購入：10 分の 3 以内、リース導入：リース物件購入価格の 7 分の 3 以内（上限 1,500 万円。市町村が認める者の上限は 100 万円） (3) 追加的信用供与補助事業については、定額（融資額の 15 分の 1）	1 成果目標の変更 2 事業実施地区の変更 3 助成対象事業内容の新設 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月10日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第 14 に定める様式を準用する)
		(4) 附帯事務費							〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	8 未来へ つなぐ地 域営農組 織経営力 強化支援 事業	1 地域営農組織再編・統合支援 地域営農組織の再編・統合に必要な以下の経費 ①合意形成活動に係る経費 ②経営コンサルタント等の導入に係る経費 ③研修に係る経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	複数の地域営農法人 等で構成した協議会 等	定額（上限 15 万円 /1 協議 会）	1 事業主体の変更 2 経費の 30%を超える 増減	有 （第9条第2 項第3号該 当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日
		2 地域営農組織設立支援 新たな地域営農組織を設立するため集落内での話し合い活動 等に必要な以下の経費 ①集落ビジョン策定に係る経費 ②集落に対するサポート活動に係る経費 ③地域営農組織設立に向けた集落の合意形成活動に係る経費 ④専任アドバイザーの活動に係る経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	市町村担い手育成総 合支援協議会	定額（上限 20 万円/1 地区）		有 （第9条第2 項第3号該 当）	要		
		3 組織化・法人化支援 （1）熊本県担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の支援に伴う以下 の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催 （2）市町村担い手育成総合支援協議会 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の合意形成支援に 伴う経費	4月1日から 事業完了の日 又は3月31日 まで	（1）熊本県担い手 育成総合支援協議会 （2） ・市町村担い手育成 総合支援協議会 ・農業協同組合	（1） 定 額 （ 上 限 5,774 千円） （2） 3 分 の 1 以 内		有 （第9条第2 項第3号該 当）	要 （（1）に ついては 不要）		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	8 未来へ つなぐ地域 営農組織経 営力強化支 援事業	4 集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に必要な次の経費 ①ビジョンづくりへの支援 ②若者等を雇用する経費 ③高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ④組織の法人化に要する経費 ⑤共同利用機械等の導入経費 ⑥関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	①定額 ②定額（上限1,000千円） ③定額 ④定額(250千円) ⑤2分の1以内 ⑥定額	1 成果目標の変更 2 助成対象者の変更 3 助成対象者の事業内容の新設又は廃止 4 事業費の30%を超える増減 5 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5 農作業支援サービス事業体広域受託支援 農作業受託組織が利用する以下機械及び施設の導入に必要な経費 ①農機具運搬用トレーラーの導入 ②農機具一時保管用簡易テント等の導入	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農作業の受託組織	2分の1以内（上限①300千円/1組織、②200千円/1組織）	1 事業主体の変更 2 経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	9 耕作放棄地解消事業	1 耕作放棄地有効利用促進事業 (1) 耕作放棄地を農地(耕作地)へ再生する取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) (1)により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業委員会 【事業主体】 農業者 ただし地域計画に位置付けた農業を担う者	(1) 再生作業 定額 (30千円/10a) (2) 営農定着 定額 (10千円/10a)	経費の 30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号に該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 遊休農地解消対策事業 担い手への農地集積・集約化を促進するため農地中間管理機構又は市町村が行う、農地中間管理機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費		農地中間管理機構(公益財団法人熊本県農業公社)、市町村	定額(上限43千円/10a)	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設または廃止 3 事業費の 30%を超える増減			[中間報告] 9月30日 12月31日 (ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 10月5日 1月5日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	10 女性が変わる 未来の農業推進 事業	地域の女性農業者グループの活動推進事業 地域の女性グループによる、試作品の開発 や先進事例の調査等の事業活動、女性グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催等要する経費	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は2月10日まで	女性農業者グループ (5名以上の農業者 (女性1名以上を含む)がグループに所属すること)	定額	1 事業内容の新設 又は廃止 2 地域取組主体の変更 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9月末 12月末 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10月5日 1月6日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は2月10日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	11 農地利用効率 化等支援交付金 事業	1 農地利用効率化等支援交付金事業 農業者等が自らの経営改善のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 融資主体支援タイプ (2) 地域農業構造転換支援タイプ (3) 条件不利地域支援タイプ (4) 追加的信用供与補助事業 (5) 付帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1)～(3)農業者等 (4) 農業信用基金協会 (5) 市町村	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする (1) 融資主体支援タイプは、10分の3以内 (上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円) (2) 地域農業構造転換支援タイプは、購入10分の3以内、リース導入する農業用機械の取得相当額の7分の3以内 (上限:1,500万円) (3) 条件不利地域支援タイプは、2分の1以内(農業用機械は3分の1以内)(上限4,000万円) (4) 追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1) (5) 2分の1以内	1 都道府県計画の成果目標の変更 2 地域提案の事業内容の変更 3 都道府県が実施する事業内容の変更 4 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	11 農地利用効率 化等支援交付金 事業	2 産地基盤の強化・継承事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 生産基盤強化対策 (1)農業用ハウスの再整備・改修 (2)果樹園・茶園の再整備・改修 (3)農業機械の再整備・改良 (4)生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 (1)及び(3)の事業 事業費の1/2以内 (2)の事業 事業費の1/2以内又は定額 (4)及び(5)の事業 定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(5)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	12 最適土地利用 総合対策事業	中山間地域等における農用地保全のために 行う次の取組等に要する経費、もしくは、当 該経費に対して補助する場合における当該補 助に要する経費 (1) 土地利用構想の概定 (2) 実証事業 (3) 土地利用構想の実現に必要な調査・ 計画に関する取組 (4) 省力化機械の導入 (5) 粗放的利用体制整備 (6) 農用地保全等推進委員の措置 (7) 粗放的利用のための条件整備 (8) 農用地保全のための基盤整備 (9) 農用地保全のための農業環境整備	交付決定日又は 交付決定前着手 承認日から事業 完了日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業委員会、 農業協同組合、土地 改良区、地域協議 会、地域運営組織、 農地中間管理機構	(1)～(6)は定額 (7)～(9)は10分の5.5 以内	1 事業実施主体又は 事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃 止 3 事業費の30%以上の 増減	無	要	【中間報告】 9月30日 12月31日 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 1月15日 【実績報告】 事業の完了し た日から起算 して1ヵ月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	13 ノウフク推進活動事業	(1) 農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等に要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	NPO法人、農業協同組合、地域協議会等	定額(上限:5,487千円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) お試し農福連携支援 初めて福祉事業所への農作業委託による農福連携に取り組む際の作業委託料等の経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	農業者等	定額(上限:50千円)		有 (第9条第2項第3号該当)			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	14 中高年就農支援事業	1 中高年就農研修支援事業 県内で就農予定の就農時 50～59 歳で研修後に独立自営就農を目指す者が認定研修機関で研修を行う際の経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者	2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする	補助金額の増減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2 中高年就農初期投資支援事業 県内で令和 5 年度以降に就農する 50 歳～59 歳（就農時）の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日までの間	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者	10 分の 10 以内 (県 3 分の 2 以内、市町村 3 分の 1 以内) ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度(上限 250 万円/個人)とする	1 事業費の 30%を超える増減 2 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	15 農地利用最適化 交付金事業	農地利用最適化推進員等による最適化活動及 び農地利用の最適化の推進のための支援に要す る経費	4月1日から3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業委員会	定額	事業主体の変更	有 (第9条第2 項第1号該 当)	要	〔中間報告〕 12月31日 農地集積・集 約化等対策推 進交付金交付 要綱の第12に 定める様式を 準用する。 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 農地集積・集 約化等対策推 進交付金交付 要綱の第12に 定める様式を 準用する。 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	16 新規就農者確保緊急円滑化対策事業	1 世代交代円滑化対策事業 将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組みに要する経費 (1) 経営資源の有効利用に向けた取組 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 (3) 経営発展に向けた取組 (4) 推進事務費 市町村が当該補助事業を実施するために要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 (1)～(3)、2 (1)～(3) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者、認定農業者 (4) 市町村	定額 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする。1 (1)～(3)、2 (1)～(3)の国費合計は600万円以内。 1 (1) (2)、2 (1) (2)の事業主体に係る補助対象経費の3分の2以内(上限1,200万円) 1 (3)、2 (3)事業主体に係る補助対象経費の4分の3以内(上限900万円)	1 新規就農者数に関する目標の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 地域計画早期実現支援事業 将来像が明確化された地域計画または目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる新規就農者の取組みに要する経費 (1) 経営資源の有効利用に向けた取組 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 (3) 経営発展に向けた取組 (4) 推進事務費 市町村が当該補助事業を実施するために要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	17 新しい熊本農業のリーダーズ共創事業	1 くまもと農業の後継者確保育成事業 (1) 後継者育成体制整備事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を進めるために必要な経費及び県認定研修機関が実施する新規就農者への経営初期段階でのサポート活動に必要な経費 ア) 長期研修 (概ね1年以上) イ) 中期研修 (1年未満)	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 農業次世代人材投資事業(準備型)、及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体等 ア) 長期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③研修機関協議会 ④熊本県農業協同組合中央会 イ) 中期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③認定農業者等	(1) 定額 ただし、それぞれ下記の補助金額を上限とする ア) 長期研修 ①100万円 ②500万円 ③200万円 ④200万円 イ) 中期研修 ① ②50万円 ③ 研修者1名あたり月2万円	(1) 1 事業種目の新設又は廃止 (1) 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 後継者確保推進事業 ①熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化事業 就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費		(2) 就農支援資金を取り扱う民間金融機関	(2) 定額 (1月1日から12月31日までに県に償還した償還元金の累計額の0.2025%以内)	(2) 事業の中止		否	〔実績報告〕 事業完了時 (実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえることができるものとする。)	
		2 青年農業者ネットワーク強化事業 (1) 青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費 (2) 青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業 青年農業者等グループが実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組等に要する経費		(1) 県青年農業者クラブ連絡協議会 (2) 青年農業者等グループ	(1) 定額 (2) 定額 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度(上限25万円/グループ)とする	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減		要	〔実績報告〕 3月31日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担 い 手 支 援 課	18 令和7年8月大雨営農再開支援事業	1 農業用機械・施設等復旧支援 令和7年8月大雨により被災した農業用機械・施設の修繕・再取得に要する経費 (1) 被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等の支援 (2) 追加的信用供与	令和7年8月10日から事業完了の日又は令和8年3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 被災した農業者(地域計画に位置付けられた者)	(1) 2分の1以内(上限1,000万円:国600万円、県400万円上限)、 但し、いぐさ専用機械の再取得・製造中止の一部の機械*の修繕は3分の2以内(上限1,200万円:国600万円、県600万円上限) ※ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗堀取機、加湿器 (2) 追加的信用供与事業については、融資額の15分の1とする。	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 整備内容ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く)	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日